

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年3月6日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

年金が平成29年8月15日に7万円紛失したので今現在借金がある。49080円に不満。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成30年9月25日	諮問
平成30年11月13日	審議（第27回第4部会）
平成30年12月11日	審議（第28回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 世帯単位の原則についての法の定め

法10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定め、また、法31条3項は、「居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。」と定める。

(3) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(4) 保護基準について

法 8 条 1 項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）においては、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に対して具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

このうち、生活扶助及び住宅扶助の項目に係る支給額の算定方法等については、保護基準の別表第 1 「生活扶助基準」及び同第 3 「住宅扶助基準」において、それぞれ定められている。

(5) 局長通知について

法による保護の実施に係る地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 7・2（一般生活費）・(2)・ケによれば、(ア)介護保険料加算は、普通徴収に係る保険料の納期において、納付すべき実費を認定することとされ、また、(イ)月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割計算を行う必要はないとされている。

また、局長通知第 7・4（住宅費）・(1)・イによれば、月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1 か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないものとされている。

さらに、局長通知第 8・1（定期収入の取扱い）・(4)のアによれば、恩給法、厚生年金保険法等による給付で、6 か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ、同イによれば、老齢年金等で介護保険法 135 条の規定により

介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとされている。

(6) 運用事例集について

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（東京都内の保護の実施機関から寄せられた疑義照会事例を掲載したもの。以下「運用事例集」という。）の「(問6-1)最低生活費の日割計算の原則」によれば、世帯員の転出を原因事実として保護の変更を行う場合、事実発生の翌日を変更日とし、変更の前日までを旧基準とし、変更日から新基準とするものとされている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 処分は、本件処分の直前までは、請求人に対する保護を、請求人を世帯主、知人を同居の世帯構成員とする2人世帯として実施していたところ、知人が平成30年2月26日に請求人世帯から独立して新たな住居に入居したことが認められたため、翌27日から、請求人世帯に係る保護を、1人世帯の基準を適用して実施することを決定し（本件処分）、これを本件処分通知書により、請求人に通知したものであることが認められる。

この点について、本件処分は、法10条、31条3項及び25条2項に則ってなされたものと認められる。

(2) 本件処分による保護費の変更額の適正性について

上記のとおり、本件処分は、適正な法的根拠を有するものであるが、本件処分により具体的に変更された保護費の金額に、違算がないかの点について、以下に検討する。

ア 本件処分前の保護費の額について

本件処分前の請求人世帯に係る保護費の額は、生活扶助の額及び住宅扶助の額の合計から収入認定額を控除して、2月分が115,223円、3月分が120,223円であった。

これらの内訳について、生活扶助の額は、両月とも121,090円であるところ、これは、保護基準（1・(4)。ただし、平成2

9年4月1日から適用される平成29年3月31日厚生労働省告示第162号(第239次改正)による改正後のもの。以下同じ。)の別表第1・第1章・1・(2)に規定されたところにより、請求人(75歳)及び知人(66歳)の年齢、世帯構成(2人)、所在地域(1級地—1、冬季加算の地区別についてはⅣ区)に応じて算定された基準生活費118,290円(冬季加算3,660円を含む)に、知人が普通徴収の方法により納付を行うべき義務を負う介護保険料の実費に相当する介護保険料加算(保護基準別表第1・第2章・7)として、2,800円を加算した金額であることが認められる。

また、住宅扶助は、通院のため転居困難等の理由により、請求人世帯には特別基準が適用されているため、2人世帯の限度額に相当する75,000円を認定していたことが認められる。

一方、最低生活費から控除すべき収入充当額は、2月分が80,867円、3月分が75,867円である。なお、このうち両月に共通する75,867円の部分は、請求人が受給する老齢厚生年金(2月に支給される2か月分)の月割額から特別徴収される介護保険料の月額を差し引いた金額である。そして、2月分には、さらにこれに過去の月の保護費の過払い分を、その後の数か月に分割して収入充当を行って清算する方法により処理するものとして(局長通知第10・2・(8)参照)、5,000円が加算計上されているもの(なお、これについては、平成29年11月分の過払い分10,000円を、平成30年1月及び同年2月に分割充当する旨を、処分庁が請求人に対し、予め平成29年12月6日付けで通知していたものである。)と認められる。

なお、知人に関しては、年金収入の認定はない。

イ 本件処分によって算定されるべき保護費の額について

(ア) 本件処分は、請求人世帯から、知人が転出したことから、1人世帯に適用する基準に沿って保護費を算定し直すものである。そ

うとすると、保護基準の別表第1・第1章・1・(2)の規定により、請求人の年齢(75歳)、世帯構成(1人)、所在地域(1級地—1、冬季加算の地区別についてはⅣ区)に応じて改めて算定される生活扶助における基準生活費は、77,210円(冬季加算2,580円を含む)となり、転出した知人が対象であった介護保険料加算2,800円も、変更により削除されることとなる。

また、住宅扶助は、1人世帯の特別基準による限度額である69,800円に変更となる。

一方、本件処分においては、収入の認定に関しては、何らの変更を加えるべき要素はないから、収入充当額は、従来どおり、2月分が80,867円、3月分が75,867円である。

(イ) (ア)によると、月の初日から1人世帯の基準を適用すべき3月分の保護費の支給額は、71,143円(=生活扶助の額77,210円+住宅扶助の額69,800円-収入充当額75,867円)となる。

(ウ) また、2月分の保護費は、月の途中で適用すべき基準の変更があったものであるから、運用事例集の記載(1・(6))を参考に、月の初日の同月1日から変更の日(知人の転出の翌日)である同月27日の前日までの26日間については、2人世帯の基準を適用し、一方、変更の日である同月27日から月の末日である同月28日までの2日間については、1人世帯の基準を適用し、日割計算を行って1か月分の保護費を算定することが相当である。

ただし、局長通知第7・2・(2)・ケ・(イ)によれば、介護保険料加算は日割計算の対象外であり、また、同じく局長通知第7・4・(1)・イを参考にすると、1か月分の家賃相当額である住宅扶助については、支出の性格上、日割計算を行う範囲から除くことが相当であると解せられるから(1・(5))、本件の場合、2月分については、これらの項目については、変更前の2人世帯の基準に依拠した1か月分の額をそのまま維持することとすべきで

ある。したがって、日割計算を行うべき部分は、変更の対象となる項目のうち、介護保険料加算を除く生活扶助(冬季加算を含む)の部分のみであることとなる。

そうとすると、本件処分により決せられるべき2月分の新たな保護費の額は、115,223円(本件処分前の2人世帯の基準による保護費の月額) - {118,290円(2人世帯の基準による介護保険料加算を除く生活扶助の額) - 77,210円(1人世帯の基準による生活扶助の額)} × (2日 / 28日) = 112,288円(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律2条1項の規定により、確定金額の1円未満の端数金額は切り捨てる。)となる。

ウ 上記イのとおり算定される、2月分112,288円及び3月分71,143円の正当な保護費の各金額は、本件処分通知書に記載された各金額と一致しており、算出された具体的な保護費の金額の点から見ても、本件処分に何ら誤りがないことが明らかである。

(3) 以上のとおりであるから、本件処分は、法の規定及び保護基準等の定めるところに則ってなされたものであり、かつ違算もないものであって、違法・不当な点は見られない。

(4) 請求人は、本件処分により、保護費が算定上減額となり、変更前に支給されていた2月分及び3月分の保護費の一部に過払いが生じて、返還が必要になったことに不服を述べているものと思われるが、処分庁による保護費の算定に誤りはないと認められることは、上記(2)に述べたところから明らかである。

過払い分に係る保護費の返還義務は、本件処分の結果、支給の法律的原因が遡及的に消滅したことにより生じるものであり、請求人が法による保護を受けている世帯の世帯主である以上、過払いとなった保護費相当額について、これを支弁した〇〇区に対し返納をなすべき義務を負うこととなるのは、やむを得ないものというほかはない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美